

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 「略」</p> <p>第5条 交付金の対象とする森林は、3齢級ないし9齢級（11年生ないし45年生）の民有林人工林とする。</p> <p>第6条 1～3 「略」 4. 交付金検査調書兼確定書の様式は、別記第1号様式別紙2のとおりとする。 5. <u>補助事業者は、交付金の交付の申請に当たって、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと並びに交付金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認しなければならない。</u></p> <p>第7条 (1)～(3) 「略」 (4) 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書（別記第1号様式別紙3または別紙4）</p> <p>第8条～第9条 「略」</p> <p>第10条 (1)～(4) 「略」</p>	<p style="text-align: center;">高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 「略」</p> <p>第5条 交付金の対象とする森林は、3齢級ないし9齢級（11年ないし45年生）の民有林人工林とする。</p> <p>第6条 1～3 「略」 4. 補助金検査調書兼確定書の様式は、別記第1号様式別紙2のとおりとする。 「追加」</p> <p>第7条 (1)～(3) 「略」 「追加」</p> <p>第8条～第9条 「略」</p> <p>第10条 (1)～(4) 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(5) 交付金の交付を受けた実施主体は、森林所有者に第8条第1項の交付金交付決定通知書の写しを交付し、遵守事項を周知すること。この場合においては、別記第2号様式別紙による施業地一覧表を所有者ごとに添付すること。</p>	<p>(5) 交付金の交付を受けた実施主体は、森林所有者に第8条第1項の交付金交付決定通知書の写しを交付し、遵守事項を周知すること。この場合においては、別記第2号様式の別紙による施業地一覧表を所有者ごとに添付すること。</p>
<p>(6) 「略」</p>	<p>(6) 「略」</p>
<p>第12条～第16条 「略」</p>	<p>第12条～第16条 「略」</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 「略」</p>	<p>1 「略」</p>
<p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については第9条から第11条まで、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については第9条、第10条、第11条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>
<p>附 則 「略」</p>	<p>附 則 「略」</p>
<p>附 則 「略」</p>	<p>附 則 「略」</p>
<p>附 則 「略」</p>	<p>附 則 「略」</p>
<p>附則 「略」</p>	<p>附 則 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
<p>附則 「略」</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。</u></p>	<p>附則 「略」</p> <p>「新設」</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
事業内容及び交付対象経費	実施主体	交付額	事業内容及び交付対象経費	実施主体	交付額
事業内容 「略」	「略」		事業内容 「略」	「略」	【除伐】
【除伐】 「略」		【除伐】 1ヘクタール当たり 37,000円	【除伐】 「略」		1ヘクタール当たり 35,000円
【保育間伐A】 「略」		【保育間伐A】 1ヘクタール当たり 41,000円	【保育間伐A】 「略」		【保育間伐A】 1ヘクタール当たり 35,000円
【保育間伐B】 「略」		【保育間伐B】 1ヘクタール当たり 37,000円	【保育間伐B】 「略」		【保育間伐B】 1ヘクタール当たり 30,000円
【保育間伐C】 「略」		【保育間伐C】 1ヘクタール当たり 28,000円	【保育間伐C】 「略」		【保育間伐C】 1ヘクタール当たり 23,000円
【保育間伐D】 「略」		【保育間伐D】 1ヘクタール当たり 27,000円（林内整理あり の場合は39,000円）	【保育間伐D】 「略」		【保育間伐D】 1ヘクタール当たり 20,000円（林内整理あり の場合は32,000円）
交付対象経費 「略」			交付対象経費 「略」		
別表第2 「略」			別表第2 「略」		